

## 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び 青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について

### 1 制定理由及び改正概要

- (1) 母子支援員の資格要件の拡大  
(青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 25 条関係)
- (2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大  
(青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条関係)
  - 平成 29 年 5 月 31 日に公布された「学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）」により、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする「専門職大学」が平成 31 年 4 月から創設された。
  - 「専門職大学」は 4 年制課程であり、これを前期 2 年の前期課程及び後期 2 年の後期課程又は前期 3 年の前期課程及び後期 1 年の後期課程に区分することができることとなっている。
  - 児童福祉施設の設備及び運営に関する国の基準である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」及び放課後児童健全育成事業に関する国の基準である「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）」では、「専門職大学」の創設に合わせ、それぞれ母子支援員及び放課後児童支援員の資格要件の一つとして、専門職大学の前期課程を修了した者を含める規定が既に整備されているところ。
  - 令和 3 年 3 月をもって「専門職大学」の前期課程 2 年が修了することから、本市においても母子支援員及び放課後児童支援員の資格要件の一つとして、専門職大学の前期課程を修了した者を含める規定を整備するため、国の基準と同様の改正を行おうとするものである。

#### 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）】

第二十八条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第三十八条第二項第一号及び第四十三条第一項第一号において同じ。）

#### 【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）】

第十条

- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(3) 母子生活支援施設の職員の資格要件の拡大

(青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 25 条関係)

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する国の基準である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」では、母子生活支援施設の心理療法担当職員の資格要件の一つとして、大学院において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者を含める改正が行われた。
- 国の基準が令和 3 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国の基準と同様の改正を行おうとするものである。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）】

第二十七条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

## 2 施行期日

- 令和 3 年 4 月 1 日から施行